

平成23年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	国際刑事裁判所新庁舎建築費分担金		担当部局庁	国際法局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度開始		担当課室	国際法課		課長 三上正裕		
会計区分	一般会計		施策名	国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	国際刑事裁判所に関するローマ規程(多国間条約)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国際刑事裁判所の目的である国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰を通じて国際の平和と安全の維持に貢献し、国際社会における「法の支配」の確立を推進する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国際刑事裁判所は、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追を行っており、我が国の分担金は、犯罪の捜査、刑事裁判の遂行、被害者の保護等の活動のために使われている。 国際刑事裁判所及び締約国会議の活動の費用は主に締約国の分担金によって賄われており、締約国である我が国は義務的分担金を負担する必要がある(ICC規程第115条(a))。なお、我が国の分担金額は、115か国の締約国中トップ(2011年度は18.6%)であり、国際刑事裁判所は我が国の財政的貢献なしには十分な活動を行うことはできない。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求		
		当初予算			11	140		
		補正予算				—		
		繰越し等				—		
	計				11	140		
	執行額							
執行率(%)								
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値(23年度)	
	ICCに係属中の事態に関し、実効的な捜査及び迅速な裁判を行い、犯罪者を処罰する。		成果実績	付託件数				(8事件/14名)
			達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込	
	平成23年度より実施		建設予定施設数				(1)	
単位当たりコスト	(円/)		算出根拠					
平成23年度 (単位:千円) 予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由				
	新庁舎建築費、仮庁舎賃貸料、移転関連費用	11,440	140,264					
	計	11,440	140,264					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	-	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・用途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	△	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	①新庁舎デザインの数多い修正、②新庁舎建築に派生する費用の発生、③新庁舎の完成の遅延による仮庁舎賃貸料の発生等の問題があり、現在、これらの問題の早急な解決を目指して締約国会議で議論が進められている。
	△	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	△	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>予算の支出先は、予算財務問題の専門家で構成される予算財務委員会(CBF)の報告書と毎年11～12月の締約国会議によって承認される予算書の中で決定されており、不明朗な支出項目があれば締約国が異議を申し立てることが可能である。なお、裁判所の書記及び検察官は、承認された各機関の予算の範囲内であれば、支出項目間で支出額を調整することが可能である(予算財務規則104.3)。予算の用途については、CBF及び締約国会議に提出される裁判所の予算執行状況に関する報告書において報告されているほか、CBFが予算財務規則に違反する支出がなかったか否か確認しており、また、外部会計監査人(英国会計検査院)が第三者の立場から会計監査を行っている。さらに、裁判所の内外の委員によって構成される監査委員会が設置されている。なお、我が国からCBF委員1名を輩出している。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			